

那賀町国土利用計画

平成24年9月

那賀町

那賀町国土利用計画

平成24年9月20日
那賀町議会議決

目 次

前 文	1
第1 町土の利用に関する基本構想	2
1 町土利用の基本方針	2
2 地域類型別の町土利用の基本方向	6
3 利用区分別の町土利用の基本方向	7
第2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	10
1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
2 地域別の概要	11
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	12
1 公共の福祉の優先	12
2 国土利用計画法などの適切な運用	12
3 地域整備施策の推進	13
4 安全で安心な町土の形成	13
5 環境の保全と美しい町土の形成	14
6 土地利用の転換の適正化	15
7 土地の有効利用の促進	16
8 多様な主体の参画による町土の管理	18
9 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	18

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、那賀町の区域における国土（以下「町土^{*1}」という。）の利用に関する基本的事項について定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び徳島県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「県計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成するものである。

*1町土・・・土地、水、自然などの町土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体のこと。
具体的範囲としては、本計画においては、那賀町の全域をさす。

第1 町土の利用に関する基本構想

1 町土利用の基本方針

(1) 基本理念

町土の利用は、町土が現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行われなければならない。

(2) 町土の特性

徳島県の南部に位置する那賀町は、平成17年3月に鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の5ヶ町村が合併して誕生した。

町の総面積は、694.86km²となり徳島県の約17%を占めている。町の北西部には四国山地、南部には海部山脈などを配しており、標高1,000m以上の山々に囲まれ、町の9割以上が森林の中山間地域^{*2}であり、那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は途中で合流して、町のほぼ中央を西から東に貫流している。

気候は、平均気温が13.7℃で県内では寒冷な部類に属し、加えて昼夜の寒暖の差が非常に大きいという特徴がある。また、全国有数の多雨地帯であり、年間の平均降雨量は3,203mm(01年～10年の各年総降水量の平均)に達する。

本町の基幹産業は林業であるが、特産の木頭ゆずをはじめとした農業も盛んである。本町は、県内有数の茶の産地でもあるほか、正月飾りなどに使われるオモトは日本一、ケイトウは西日本一の産地を形成している。

さらに、本町西部の木頭地区では楮を原料に「蒸し」や「さらし」を経て独自の機械で織り上げる古代布「太布織り」が全国で唯一伝承されているほか、町内の各集落に現存する45の農村舞台では復活公演も盛んに行われ、新たな地域おこしのシンボルとなっている。

(3) 町土利用をめぐる基本的条件

ア 町土の有効利用への要請

本町の人口は、以前からの問題であった地域外への人口流出に伴う過疎化につ

^{*2} 中山間地域・・・「農林統計に用いる農業地域類型」に区分された中間農業地域と山間農業地域をさす。食料、農業、農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢などの地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(同法第35条第1項)」とされている。

いても回復の兆しを見せず、さらに全国的な傾向である少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者の割合が高まり、今後もこの傾向は続くと予想されている。

このような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、現在でも限界集落^{*3}と呼ばれる集落が点在する本町では、これらの集落の一部については消滅する可能性が強く、これに伴う低未利用地^{*4}の増加による土地利用の効率の低下が懸念される。

また、集落が消滅するほどではないものの、人口減少に伴い虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される地区も相当数に上る。

しかしながら、町土のほとんどが山地で、平坦な土地の少ない本町にとっては、貴重な宅地、農用地であるため、これらの土地についても有効利用することが求められている。

イ 安全で安心な町土への要請

近年、大型台風や集中豪雨による災害の増加や被害の甚大化、過疎化、高齢化に伴う地域社会の弱体化などがみられ、安全で安心な町土への要請が高まっている。

特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生するとされる南海地震^{*5}の切迫性は高まっており、地震発生時に町民の生命財産を守り、災害の被害を最小限に防ぐ対策が急がれている。

ウ 低炭素社会^{*6}、循環型社会^{*7}、自然共生社会^{*8}への転換

地球温暖化が進行し、温室効果ガス^{*9}排出削減が急がれる状況や地球規模での生態系の危機など、自然の物質循環への負荷の増大にともなう生じる諸問題や東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりに適切に対処するため、循環と共生を重視した町土利用を基本とすることが重要となっている。

^{*3} 限界集落・・・住民の50%以上が65歳以上で、生活道や林野の整備、冠婚葬祭など共同体としての機能を果たせなくなり、維持が限界に近づいている集落。

^{*4} 低未利用地・・・土地利用がなされていない土地又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地のこと。

^{*5} 南海地震・・・南海トラフ沿いの紀伊半島沖から四国沖を震源地として、およそ90～150年周期で発生する巨大地震。

^{*6} 低炭素社会・・・生活の豊かさの実現と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会のこと。

^{*7} 循環型社会・・・廃棄物などの発生が抑制され、循環資源の循環的な利用が促進され、及び循環的な利用の行われないものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

^{*8} 自然共生社会・・・生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

^{*9} 温室効果ガス・・・二酸化炭素、メタンなど、赤外線を吸収し再放出することにより、地表付近の大気を暖める効果を持つ気体のこと。

エ 良好な景観への要求や自然志向などの高まり

美しい農山村の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、歴史的、文化的景観の保全や里地里山^{*10}の保全や再生、自然とのふれあいや心の豊かさなどに対する意識が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある町土利用を更に進めていくことが求められている。

オ 土地利用への参加意識の高まり

近年、価値観の多様化などにより、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況がみられる。

また、地域の実情に応じた柔軟な対応と創意工夫のある取組の重要性も高まっている。

(4) 基本方針

これらの基本的条件を踏まえ、本計画の課題は、限られた町土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、町土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うだけでなく、町土利用の質的向上を積極的に推進し、町土利用の質的向上を図ることにより、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことである。

これらの課題への対応については、長期的な展望による豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、町土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、人口減少下においても、地区によっては、町内での移住による農地から宅地への転換などが見られることから、計画的な土地利用の転換を図る必要がある。

また、農林業的土地利用^{*11}を含む自然的土地利用^{*12}については、地球温暖化防止、食料などの安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物

*10 里地里山・・・奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。

*11 農林業的土地利用・・・主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用すること。農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道などがこれに該当する。

*12 自然的土地利用・・・農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。都市的な土地利用以外の土地利用を総称したもの。

多様性の確保などに配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地^{*13}などの適切な利用を図る。

さらに森林、原野、農用地^{*14}、宅地などの相互の土地利用の転換については、一旦転換すれば、再び元の状態に戻すことが困難であること、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどに鑑み、計画的かつ慎重に行うことが重要である。

イ 町土地利用の質的向上

町土地利用の質的向上に関しては、安全で安心できる町土地利用、循環と共生を目指した町土地利用、自然と調和した美しくゆとりある町土地利用といった観点を基本とすることが重要である。

その際、これらの相互の関連性にも留意する必要がある。

(ア) 安全で安心できる町土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な町土地利用を基本として、地域で災害に備える「共助」や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえて、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止やライフライン^{*15}の適切な管理を行うとともに、水系の総合管理、農用地の保全部管理、森林の持つ保全機能の向上や総合的な渇水対策の推進などを行うことにより、町土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

(イ) 循環と共生を目指した町土地利用

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念のもと、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー^{*16}の導入、人間活動と自然が調和した物質循環の維持、野生生物の生息、生育空間の確保などを行うことにより、自然のシステムにかなった、循環と共生を目指した町土地利用を進めていく必要がある。

(ウ) 自然と調和した美しくゆとりある町土地利用

自然と調和した美しくゆとりある町土の利用の観点では、人と自然の営みが調和し相互に作用して良好な状態にあり、町民一人一人がそのように認識する町土の空間的な広がりを町土の美しさにとらえ、地域が主体となってその質を

*13 耕作放棄地・・・農林業センサスにいう、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作をする考えのない土地のこと。

*14 農用地・・・農業生産に利用される土地で、本計画では、農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。

*15 ライフライン・・・「生活の幹線、すなわち町民生活を営むうえでの命綱」と定義されるものであり、①公共性が高い。②システムやネットワークが形成されている。③物資、情報などの伝達機能を有しているなどの特徴を有している。

*16 再生可能エネルギー・・・「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」という意味の用語であるが、実際には自然エネルギー、新エネルギーなどと似た意味で使われることが多い。具体例としては、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなどが挙げられる。

総合的に高めていくことが重要である。

このため、緑豊かな環境の確保、歴史的、文化的風土の保存、地域の自然的、社会的特性を踏まえた個性ある景観の保全、形成などを進めるとともに、安全で安心できる町土利用、循環と共生を目指した町土利用も含め、総合的に町土利用の質的向上を進めていく必要がある。

ウ 町土利用の総合的なマネジメント

町土利用の総合的なマネジメントに関しては、地域において総合的な観点で町土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や町土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して町土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む必要がある。

エ 課題への対処

これらの課題への対処に当たっては、農用地及び森林の有効利用、低未利用地の利用促進を図るとともに、地域の自然的、社会的特性を踏まえた上で、町土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

さらに、国、県及び町による公的な役割の発揮、所有者などによる適切な管理に加え、都市住民などの多様な主体による森林づくりや農地の保全管理など直接的な町土管理への参加、地産地消^{*17}や募金など間接的に町土管理につながる取組などにより、多数の人が町土に対する理解と関心を持つようにする必要がある。

2 地域類型別の町土利用の基本方向

農村地域及び山間地域の町土利用の基本方向を次のとおりとする。

なお、地域類型別の町土利用に当たっては、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、各地域類型間の機能分担や交流、連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要がある。

(1) 農村地域

農村地域については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を提供するなど、町民共有の財産であるという認識の下、地域特性に配慮した良好な生活環境を整備する必要がある。

特に、本町のように農業などの生産条件や交通などの生活条件が不利な地域にあつては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源^{*18}の総合的な活用などによる地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

*17 地産地消・・・地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

*18 地域資源・・・土地、水、自然などの町土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物を加えたもの。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(2) 山間地域

山間地域については、農村地域と同様に町民共有の財産であるとともに都市との交流、連携を促進するために良好な森林の整備や生産性の向上と適正な管理の下、森林資源の保全及び育成を図る。

また、山間地域は、貴重な野生生物の重要な生息地や生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、その適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は、再生することなどにより適正に保全していく。

その際、外来生物^{*19}の侵入や野生鳥獣による被害の防止に努めるとともに、都市、農山村との適切な関係の構築を図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験や学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図る。

3 利用区分別の町土利用の基本方向

町土利用の基本方針を踏まえ、今後における町土の地目区分ごとの基本的な利用方向を次のとおりとする。

(1) 農用地

農用地については、食料の安定的供給源として、また農業のもつ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、農業生産活動を通じて農用地が町土保全などに果たす役割を踏まえ、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、地域条件を活かした農業の展開のための農業生産基盤^{*20}の整備や保全を図る。

(2) 森林

森林については、本町の9割以上を占めており、重要な産業基盤でもあるので、

*19 外来生物・・・もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

*20 農業生産基盤・・・農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道などの固定資本（土地に固定された施設の蓄積）のこと。

林道などの整備により林業生産の増大と生産性の向上を図るものとする。

また、温室効果ガス吸収源対策^{*21}の着実な実施、森林資源の成熟化、木材の需給動向の変化などを踏まえ、将来世代が木材生産などの経済的機能を始めとする森林の持つ多面的機能を享受できるよう緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図るとともに、観光資源としての活用を図る。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息、生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持、管理を図る。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息地や生育地など貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面、河川、水路

水面、河川及び水路については、施設の適切な維持管理や更新、水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全や再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息及び生育環境、うるおいのある水辺環境など、多様な機能の維持や向上を図る。

(5) 道路

道路のうち一般道路については、広域交通ネットワークを形成するなど地域間の交流や連携を促進する視点に立って、町土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理や更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上並びに環境の保全に十分配慮する。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理や更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

^{*21} 温室効果ガス吸収源対策・健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全、国民参加の森林づくりなどの推進、木材及び木質バイオマス利用を推進する対策

(6) 住宅地

住宅地については、耐震や環境性能を含めた住宅ストック^{*22}の質の向上を図るとともに、町内での移転者や U ターン、I ターンなど町外からの転入者に対して良好な居住環境が提供されるよう、必要な用地の確保を図る。

また、災害に関する地域の自然的、社会的特性を踏まえた適切な町土利用を図る。

(7) 工業用地

企業の立地は、地域経済の発展に大きく貢献し、町民所得の向上を図る上で重要なものであるとの認識の下、環境の保全などに配慮するとともに、地域産業活性化の動向、地域資源を重視した工場の立地動向を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転などにともなって生ずる工場跡地については、環境保全及び周辺の土地利用に十分留意して、有効利用を図る。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、地域の合意形成や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和を踏まえて必要な用地の確保を図る。

(9) 公用、公共用施設用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設及び官公署などの公用、公共用施設の用地については、町民生活上の重要性和町民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

(10) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、利用者の価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、町民の健康増進への配慮や自然環境の保全を図りつつ、地域の個性や資源を生かした計画的な整備と有効利用を図る。

その際、余暇やスポーツを通じて、すべての町民が健康で活気にあふれた地域づくりに参加できるよう、森林、河川域などの空間を利用したり、施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

^{*22} 住宅ストック・・・既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体のこと。

(11) 低未利用地

本町の耕作放棄地は、所有者などによる適切な管理に加え、多様な主体の参画を促し、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて森林など農用地以外への転換による有効利用を図る。

第2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成30年とし、基準年次は平成22年とする。

(2) 前提となる人口及び世帯数

町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成30年において、それぞれおよそ8千人、およそ3千6百世帯になるものと想定する。

(3) 利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分とする。

(4) 規模の目標を定める方法

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提として、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

(5) 規模の目標

町土の利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

	平成22年	平成30年	構成比	
			22年	30年
農用地	790	749	1.2	1.1
農地	790	749	1.2	1.1
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	66,090	66,103	95.1	95.1
原野	62	62	0.1	0.1
水面・河川・水路	1,262	1,267	1.8	1.8
道路	778	800	1.1	1.2
宅地	229	230	0.3	0.3
住宅地	169	170	0.2	0.2
工業用地	11	11	0.0	0.0
その他の宅地	49	49	0.1	0.1
その他	275	275	0.4	0.4
合計	69,486	69,486	100.0	100.0

注1 1 ha 単位で整理している。

2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 地域別の概要

地域別の概要は、次のとおりである。

(1) 地域区分

本町の地域区分は、地形や社会、経済の状況を考慮して、国道沿線地域と中山間地域の2地域区分とする。

(2) 各地域における町土利用の概要

ア 国道沿線地域

本町のほぼ中央を東西に貫通している国道195号沿いの地域は、合併前の旧町村の中心地であり、住宅や農用地で形成された本町の社会、経済活動の中心で

ある。

この地域においては、住民の利便性や安全性の向上など、快適な住環境の確保を図るため、生活環境基盤の整備に努める。その際、優良農地の保全に努め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、計画的かつ適切な土地利用を図る。

また、本地域内の河川は、台風などの大雨時には氾濫して住宅地や農用地に浸水被害をもたらしているため、河川改修などの推進に努める。

イ 中山間地域

この地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、本町の特性に応じた良好な農業生産基盤及び生活関連施設の整備を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、計画的かつ適切な土地利用を図るとともに、空き家などを活用した都市住民の定住促進に取り組み、地域の活性化を図る。

また、本地域の大部分を占める森林については、町土保全、水源かん養^{*23}、環境保全などの多面的な機能を確保するため、那賀町森林整備計画に基づき、適切な森林整備を促進し、地域特性を活かした林業の振興を図る。

さらに、自然に恵まれた緑輝く森林に包まれた本地域は、国定公園や県立自然公園を有しているため、野生鳥獣による被害の軽減に努めるなど、適切な保全を図るとともに、観光資源としての活用を図る。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、安全で安心できる町土利用、町民の豊かな生活環境を守り、自然環境の保全などに配慮した町土の総合的かつ計画的な土地利用を図る。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図る。

2 国土利用計画法などの適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの適切な運用により、また、全

^{*23} 水源かん養・・・森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。

また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

国計画、県計画及び本計画の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、県など関係行政機関との相互間において適切な調整を図る。

3 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、町土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かした地域整備施策を推進する。

その際、地域間の機能分担と交流や連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることに留意する。

また、事業の計画などの策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

4 安全で安心な町土の形成

(1) 治水及び防災対策、水資源の確保

町土の保全と安全性の確保のため、治水施設などの整備と流域内の土地利用との調和、地形など自然条件と土地利用配置との適合性、風水害及び地震への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図る。

特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測される南海地震に備え、地震対策を最重要かつ緊急の課題として取り組む必要があるため、地域防災力の強化を図るとともに、建築物の耐震化の促進、土砂災害防止施設の補強や整備の促進、危険地域についての情報の住民などへの周知など総合的な対策を図る。

また、渇水に備え、安定した水資源の確保に向けた対策を推進する。

(2) 森林の適切な管理

本町の9割以上を占めている森林の持つ町土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、間伐を始めとする森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設^{*24}の整備などを進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、高性能林業機械^{*25}の導入、林道や作業道などの路網整備^{*26}、町産材

*24 治山施設・・・土砂崩壊や土砂流出、地すべりなどを防止するために設置される施設のこと。

*25 高性能林業機械・・・従来のチェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減など、性能が著しく高い林業機械のこと。

*26 路網整備・・・間伐や除伐など森林の手入れや管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道や作業道などを整備すること。

の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成などを進めるとともに、森林管理への町民の理解と多様な主体の参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

(3) 安全性の向上

町土レベルでの安全性を高めるため、災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、危険地域についての情報の周知などを図る。

5 環境の保全と美しい町土の形成

(1) 低炭素社会の実現

温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、那賀町地域新エネルギービジョンに基づき、木質バイオマスエネルギー^{*27}を中心として、太陽光エネルギーなどの未利用地域資源による再生可能エネルギーの導入により低炭素社会の実現に向けて適切な土地利用を図る。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる「3R」を一層推進する。

また、廃棄物の不適正処理の防止や行政処分の徹底など、適切な処理の確保に努める。

(3) 水環境^{*28}の保全

農用地や森林の適切な維持管理、集落排水などの整備や促進、水辺地などの保全による河川域などの自然浄化能力の維持、回復などを通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系^{*29}の確保のため土地利用制度の適切な運用に努める。

^{*27} 木質バイオマスエネルギー・・・林地に放置された間伐材や製材所から出る端材やおが粉、木皮など木質系の生物体総量のことを木質バイオマスという。

これらの生物体をエネルギー源に用いるとき、これを木質バイオマスエネルギーという。

^{*28} 水環境・・・水を中心に捉えた環境のこと。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

^{*29} 健全な水循環系・・・流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態。

(4) 自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然については、国定公園及び県立自然公園制度などを活用し適正な行為規制や公有地化により厳正な保全を図る。

自然風景、稀少性などの観点からみてすぐれている自然については、適正な保全を図る。

二次的自然^{*30}については、適切な農林業活動や多様な主体による保全活動の促進、必要な施設の整備などを通じて、自然環境の維持、形成を図る。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、適正な調整を図る。

(5) 美しい山河の保全

安全、環境及び景観に配慮しつつ、ダムの堆砂による河床上昇、低下の解消として、関係機関との総合的な土砂管理の取組を通じて、土砂の移動などにより形成される美しい山河の保全や再生に務める。

また、土砂採取に当たっては、環境、景観の保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

(6) 良好な景観などの保護

町内の各集落に現存する45の農村舞台を始めとする歴史的、文化的遺産の保存を行うとともに、文化財の保護などを行う。

また、二次的自然としての景観の維持や形成を図る。

6 土地利用の転換の適正化

(1) 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的、社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。

*30 二次的自然・・・人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然のこと。農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

(2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観、自然環境などに及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農用地^{*31}が確保されるよう十分配慮する。

(3) 森林などの利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林を合理的かつ計画的に維持、増大させること及び林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止、環境の保全などという森林の公益的機能の低下を防止することに配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため周辺地域を含めて、事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、農業の有する多面的機能の維持増進に配慮して、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、多様な主体による農業参入や不作付地^{*32}の解消など、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備や保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や自然とのふれあい、保健休養や癒しの場として価値の高い森

*31 優良農用地・・・土地生産力が高くかつ少なくとも数10ha以上の規模で集団化していて、労働生産性の向上に期待がもてる農用地、または農業に対する公共投資の対象となった農地のこと。

*32 不作付地・・・農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地。

林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として、総合的な利用を図る。

さらに、森林の整備を推進する観点から、県産材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

(3) 水面、河川、水路

水面、河川及び水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息及び生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間^{*33}や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路については、交通の安全性と円滑化を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所などの改良を図るほか、良好な道路景観の形成や道路空間の有効利用に努める。

(5) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

また、災害に関する地域の自然的、社会的特性を踏まえて、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努める。

(6) 低未利用地

低未利用地のうち、耕作放棄地については、町土の有効利用及び環境の保全の観点から、周辺の土地利用と調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じて森林など農用地以外への転換を図る。

また、農用地などから宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、町土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

*33 水辺空間・・・川辺、湖畔、海岸など水際の空間のこと。

8 多様な主体の参画による町土の管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして町土の管理に参加することにより、町土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な町土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国、県や町による公的な役割、所有者などによる適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地産地消や町産材の利用の促進、協働の森づくり事業^{*34}などの緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、NPO法人(特定非営利活動法人)、行政、他地域の住民など多様な主体が、様々な方法により町土の適切な管理に参画する取組を推進する。

9 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

町土を科学的かつ総合的に把握するため、国土調査^{*35}などの町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、高齢化や不在地主の増加により森林や農地などにおいて、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備などの取組を推進する。

さらに、町民の町土に対する理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

*34 協働の森づくり事業・・・企業や一般の家庭から排出するCO2のうち、自身で削減できない部分を森づくりの分野で埋め合わせる、いわゆる「カーボンオフセット」の仕組みをモデル的に実施する事業のこと。

*35 国土調査・・・①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査のこと。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。